



地域安全ニュース

【保護者用】

〔発行者〕水俣警察署生活安全係
(Tel0966-62-0110)

少年のスマートフォン等の利用については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び熊本県少年保護育成条例により、保護者の責務等が下記のとおり定められています。

〔携帯電話会社と契約代理店の義務〕

携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、使用者が少年か否かの確認、フィルタリングの必要性と内容の説明、フィルタリングの有効化措置

〔保護者の責務〕

フィルタリングの利用等によるインターネット利用の適切管理

フィルタリングを必ず利用しましょう！



子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

①携帯電話回線による接続

②無線LAN回線 (Wi-Fi) による接続

③アプリによる接続



使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

※iPhoneでのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

警察庁広報資料より